

令和4年第2回南島原市教育委員会定例会

日時 令和4年2月25日（金） 午後2時
場所 南有馬庁舎 3階中会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

- ・議案第2号 南島原市子ども読書活動推進計画の策定について
- ・議案第3号 南島原市立小・中学校教職員人事異動の内申について
- ・報告第1号 南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について
- (2) 令和3年度南島原市一般会計補正予算（第16号）について
- (3) 令和4年度南島原市一般会計当初予算について
- (4) 次回教育委員会定例会の開催について
- (5) その他

第7 閉会

令和4年第2回南島原市教育委員会定例会教育長報告

○令和4年1月の諸会議並びに諸行事

27日(木) 14:00 令和4年第1回教育委員会定例会(南有馬庁舎)

28日(金) 14:00 県教育庁義務教育課学力向上推進班参事来庁(南有馬庁舎)

○令和4年2月の諸会議並びに諸行事

2日(水) 10:00 令和4年第1回市議会臨時会(有家庁舎)

3日(木) 14:00 第4回長崎県都市教育長協議会(南有馬庁舎:オンライン)

4日(金) 10:00 南有馬小学校陥没現場視察

14:10 深江埋蔵文化財・噴火災害資料館視察

10日(木) 10:00 多目的運動広場愛称選考(西有家庁舎)

15日(火) 10:00 第2回有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会(南有馬庁舎)

16:30 長崎県教育委員会・教育長表彰伝達(南有馬庁舎)

17日(木) 16:00 部局長会議(西有家庁舎)

18日(金) 16:00 EAT(ベイヤ先生)退任市長あいさつ(西有家庁舎)

24日(木) 10:00 令和4年第1回市議会定例会 開会(有家庁舎)

議案第2号

南島原市子ども読書活動推進計画の策定について

提案理由

南島原市子ども読書活動推進計画を策定したいので、教育委員会の意見を求める。

令和4年2月25日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市子ども読書活動推進計画 (案)



令和4年 月

南島原市

南島原市子ども読書活動推進計画 目次

I はじめに	——	2
1 「南島原市子ども読書活動推進計画」策定にあたって		
II 子どもの読書活動推進計画策定の基本的な考え方	——	3
1 子どもの読書活動を推進する意義		
2 計画策定の趣旨		
3 計画の基本目標と推進の方策		
4 計画の期間		
5 計画の対象		
III 総論	——	4
1 基本目標		
2 計画の性格と役割		
3 推進の方策		
IV 各論		
第1章 家庭、地域、学校を通じた読書活動の推進	——	5
1 家庭における読書活動の推進		
2 地域における読書活動の推進		
3 学校、幼稚園、保育園および認定こども園における読書活動の推進		
第2章 読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実	——	10
1 市立図書館の整備・充実		
2 学校図書館の整備・充実		
3 幼稚園、保育園および認定こども園における環境の整備・充実		
第3章 子どもの読書活動を支える人材の育成及び社会的機運の醸成	——	13
1 子どもの読書を支える人材の育成		
2 子どもの読書に関わる各種団体の情報共有		
3 すぐれた取組の奨励と優良図書の普及		
V おわりに	——	15

Ⅰ はじめに

1 「南島原市子ども読書活動推進計画」策定にあたって

現在、私たちが暮らす社会は情報機器の普及、少子高齢化の急速な進行、不安定な経済状況など、大きく変化し続けています。この中であって、子どもたちには変化に主体的に対応する力「生きる力」を身につけることが重要であるとの認識のもと、さまざまな施策が行われています。

国が、この「生きる力」を身につけていくうえで、読書活動が欠かせないものであることを基本理念とする「子どもの読書活動推進に関する法律」を制定したのは、平成13年12月のことで、以来この法律が、子どもの読書に関する諸施策の基盤となっています。さらに、この法律を受け、平成14年8月には、「子どもの読書活動に関する基本的な計画」が策定されるとともに、平成17年には、言語力をはぐくむためには読書が重要であることを述べる「文字・活字文化振興法」が公布・施行されました。その後、第2次の「子どもの読書活動に関する基本的な計画」が策定され、更に読書活動の重要性が強調されています。

長崎県においては平成16年に「長崎県子ども読書活動推進計画」を策定後、平成21年に「第二次長崎県子ども読書活動推進計画」、平成26年に「第三次長崎県子ども読書活動推進計画」、平成31年に「第四次長崎県子ども読書活動推進計画」を策定され、本計画に基づいた事業が推進されているところです。

南島原市においては、読書環境の充実を市の主要施策の一つとして、平成25年度より「本でつながる学校と図書館連携事業」を開始し、市内全小・中学校へ毎週1回、市立図書館の職員を派遣し、子どもの読書環境の整備に力を注いできました。その結果、各学校の読書活動の充実や図書館を活用した情報活用能力を育成する授業の推進、市立図書館の学校貸出し数の大幅な増加など、一定の成果を挙げているところです。この成果を踏まえつつ、南島原市の子どもたちが、より確かな読書習慣や情報活用の力を身につけていくためには、確かな指針の下、学校・認定子ども園・保育園や市立図書館はもとより、家庭や地域が、それぞれの役割を十分に発揮すること、これらが密接に協力・連携を図ることが重要となります。そこで、図書館協議会、教育委員会で協議した結果を基に、南島原市としての指針「南島原市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

今後は、家庭、地域、学校、市立図書館等が本計画推進におけるそれぞれの役割を自覚し、一体となって、変化の激しいこれからの社会を生きていく子どもたちが、読書を通して、豊かな人間性と自ら学び考える力を身につけていくことを目指し、本計画の確実な実行を図ります。

最後に、この計画の策定に当たってご協力いただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

令和4年 月

南島原市

II 子どもの読書活動推進計画策定の基本的な考え方

1 子どもの読書活動を推進する意義

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

また、感動的な本との出会いは、生きる喜びを感じとる心、悲しみに耐える心など、さらに子どもの成長を育み人間形成に大きな影響を与えることとなります。このように子どもの読書活動は、子どもの成長過程で重要な効果をもたらすことから、社会全体が読書活動の普及、啓発、実践を押し進めていくことが必要です。

2 計画策定の趣旨

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨きながら、考える力や表現力、想像力など教養を高め、より豊かな人生を生きる上で欠くことのできない基本的な活動です。

国においては、子どもの読書離れに対する懸念を背景として作られた「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」第9条第2項の規定に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び長崎県の「第四次読書活動推進計画」を踏まえ、南島原市での基本的な方向と具体的な方策を明らかにし、地域社会全体で子どもの読書活動を推進するため、「南島原市子どもの読書活動推進計画」（以下本計画と表記）を策定します。

本計画は、「南島原市総合計画」（平成30年度～令和5年度）及び「南島原市教育振興基本計画」（平成25年度～令和4年度）との整合性を図りながら、南島原市における子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するものです。

3 計画の基本目標と推進の方策

基本目標	推進の方策
(1) 家庭、地域、学校を読書で結ぶ体制づくり	第1章 家庭、地域、学校を通じた読書活動の推進
(2) 子どもが自主的に楽しく読書に親しむ環境づくり	第2章 読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実
(3) 子どもの読書活動を支える人材の育成	第3章 子どもの読書活動を支える人材の育成及び社会的機運の醸成

4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とし、必要に応じて本計画の見直しを行います。

5 計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。

III 総論

1 基本目標

子どもたち（18歳以下の者をいう）が豊かな人間性と自ら学び考える力を養うために読書は重要な役割を果たします。子どもたちが自主的な読書を行えるように、この計画では以下の基本目標を掲げます。

- (1) 家庭、地域、学校を読書で結ぶ体制づくり
- (2) 子どもが自主的に楽しく読書に親しむ環境づくり
- (3) 子どもの読書活動を支える人材の育成

2 計画の性格と役割

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき策定するもので、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「第四次長崎県子ども読書活動推進計画」（平成31年度～令和5年度）、「南島原市総合計画」、「南島原市教育振興基本計画」を踏まえ、南島原市の未来を担う子どもの心豊かな成長を促すため、現状と課題を踏まえ、子どもの読書活動に関する施策の基本方向を設定し、具体的な取組を示すものであり、市や公共機関だけでなく、民間団体や家庭・地域に対しても積極的な取組を期待するものです。

3 推進の方策

本計画は、基本目標を具現化するため、次の3つの章からなる総合的な体系で構築します。

第1章 家庭、地域、学校を通じた読書活動の推進

近年、情報通信手段の普及・多様化により、インターネットを利用する子どもが増加し、学校段階がすすむにつれて長時間利用する傾向が見られ、こうした生活環境の変化が子どもの読書活動にも影響を与えている可能性が指摘されています。このような状況の中で、子どもたちが、発達段階に応じた読書機会を得、自主的に読書に親しむ習慣を身に付けるよう、家庭、地域、学校がそれぞれのステージにおいて読書活動を推進するとともに、より効果的な事業推進を図るために協力・連携します。

第2章 読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を促進するためには、子どもが身近に図書に出会える市立図書館、学校図書館等の果たす役割は大きく、これらの機能を十分に発揮できる施設及び図書資料等の充実に努めます。

さらに子どもの読書活動を効果的に発揮するために、関係団体が協力・連携し、目的達成に取り組むことができるよう普及・啓発に努めます。

第3章 子どもの読書活動を支える人材の育成及び社会的機運の醸成

子どもの読書活動の普及を図るために、それを支える人材の育成に努めます。また、市民の間に子どもの読書活動推進をする機運を高めるために、あらゆる機会をとらえて普及・啓発活動に努めます。

IV 各論

第1章 家庭、地域、学校を通じた読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進

(1) 現状及び課題

スマートフォンやゲーム機、タブレット端末などの機器や SNS を始めとしたソーシャルメディアなどの情報通信手段が急速に普及・多様化し、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。電子書籍元年と言われた 2010（平成 22）年以降は、IoT を利用した新しい形の読書も普及し始めました。

また、メールやインターネット、SNS を利用する時間が増加するなど、環境の変化による子どもの読書離れが懸念されています。

内閣府が 2020（令和 2）年に実施した「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、平日一日あたりのインターネット平均利用時間は、小学生では 146.4 分、中学生では 199.7 分、高校生では 267.4 分であり学校段階がすすむにつれて長時間利用する傾向が見られます（図表 1）。

国は、インターネットの利用時間が長くなっていることが、子どもの読書環境に大きな影響を与えている可能性を指摘しています。

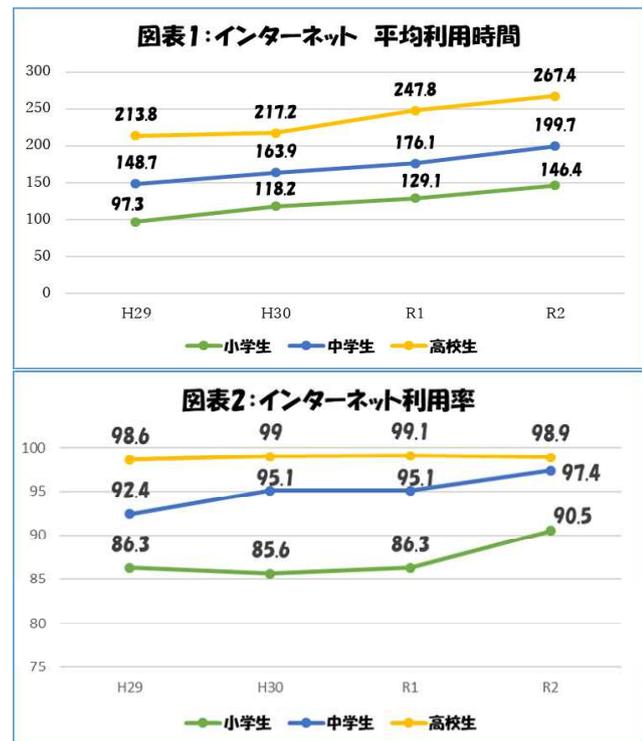
またインターネット利用率は、小学生では 90.5%、中学生では 97.4%、高校生では 98.9%となっています（図表 2）。

なお、インターネットの利用内容は、小学生ではゲーム、中学生では動画視聴、高校生ではコミュニケーションが最も多くなっています。テレビ、スマートフォンやパソコン等の普及により生活環境が変化し、乳幼児からの読書習慣が形成されにくい環境になっていることから、子どもの読書離れが懸念されています。

本市の現状を把握することを目的に市内小・中学生、高校生、未就学児の保護者の意識、意向などのアンケートを実施しました。（別添子ども読書活動推進計画に伴う参考資料に掲載。以下資料と表記する。）

◇ 「本を読むことが好きですか。」の質問に対し、「好き」の割合が小学生 56%、中学生 42%、高校生 36%と減少傾向にあります。また「あなたの家族はよく本を読んでいると思いますか。」の質問に対し、「どちらかといえば読まない・全く読まない」の割合が小学生 43%、中学生 62%、高校生 64%と学校段階がすすむにつれ増加傾向にあります。

以上の結果により、子どもが読書習慣を身につけるには、大人が子どもの読書活動の意義や重要性について理解して、率先して読書に親しみ、家族ぐるみで読書する環境をつくるのが大切です。（※資料 P3、P10 掲載）



※H29～R2 年度青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)

(2) 施策の方向性

家庭をはじめ図書館や学校および公共施設において、関係機関・民間団体・行政が連携・協力し、保護者等に対して、家庭における読書の大切さを知ってもらうとともに、子どもの発達段階に応じた読書活動の機会の提供に取り組みます。

(3) 具体的な取組

- ① 家庭における読み聞かせなど読書の重要性の理解促進のための広報活動を行います。 【市・園・ポ】
- ② 「家庭読書の日」や「ノーテレビ・ノーゲームデー」など、メディア接触の時間を減らす取組について、「本でつながる学校と図書館連携事業」により学校と連携し推進を図ります。 【学・市】
- ③ 講座・研修会及び子育て支援事業の活用による普及活動を行います。 【市・学・ポ】
- ④ 「ブックスタート(*1)」への取組の継続を図るとともに、乳幼児の定期健診などの機会を利用し、子どもの成長を促す読書の大切さを啓発します。 【こ・市・ポ】

※ 各項目末の【 】は、中心となる推進主体を示しています。以下同様。
なお、複数示している場合は、頭に記載の機関が中心的な役割を果たします。

【市】…………市立図書館、教育委員会生涯学習課

【こ】…………福祉保健部こども未来課

【学】…………公立小中学校

【園】…………北有馬こども園、幼稚園、保育園及び認定こども園

【ポ】…………読み聞かせボランティア

(*1) ブックスタート…乳幼児健診に参加した全ての赤ちゃんの保護者に、赤ちゃん向け絵本の入ったブックスタート・パックをプレゼントし、赤ちゃんの本の時間の楽しさを分かち合うことを応援する運動。

(※資料 P39 掲載)

2 地域における読書活動の推進

(1) 現状及び課題

ア 図書館や公共施設などの地域においては、子どもの読書活動に関する理解を深め関心を広げるとともに、子どもが読書を通して新たな発見や出会い、楽しさを味わうことができるよう工夫を重ね、ボランティア団体をはじめとした各機関と連携し、相互に協力することで、就学後も読書習慣を継続できるよう、子どもの発達段階に応じた様々な読書活動の機会を提供していくことが求められています。

こうした活動をすすめていく上で、民間団体との連携・協力を深めるとともに、民間団体の活動を支援していくことが重要です。市立図書館では、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供や、読み聞かせを行っています。また小中学校、幼稚園及び保育園、認定こども園、放課後児童クラブ、社会教育団体等への団体貸出を行っています。

イ 市立図書館は、子どもが読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所です。求める本が容易に入手できるように資料、サービスを充実させることが求められます。

◇ 市立図書館の利用状況は、市全体では過去4年間の平均利用者数77,512人であるが、アンケート結果によると、「あなたは本を読むとき、どこで読むことが多いですか。」に対し、「市の図書館」の割合が小学生3%、中学生2%、高校生2%と一番低く、「あなたは、読みたい本をどこで知ることが多いですか。」の質問に対しては、市の図書館の割合が小学生20%、中学生6%、高校生4%と低くまた学校段階がすすむにつれ減少傾向にあります。(※資料P5、P6掲載)

(2) 施策の方向性

- ア 市立図書館は、学校図書館、北有馬こども園、幼稚園、保育園および認定こども園、社会教育団体等への支援の充実を図ります。
- イ 市立図書館では、読書活動に関する情報を積極的に収集し、様々な広報媒体を通じ周知につとめ、子どもの読書活動の意義や重要性について市民の理解と関心を高め、社会全体での意識の醸成に努めます。
- ウ 各団体の把握と連携に努めるとともに研修機会を提供します。

(3) 具体的な取組

- ア 発達段階に応じた各種ブックリストを児童図書コーナーに設置するほか、ホームページなどを通じて周知を行います。またテーマを決めて特集コーナーを設置するなどわかりやすく図書を配置し、子どもたちが自発的に読書活動や学習に取り組めるよう支援し、具体的な本の紹介などにより子どもの年齢に合わせた読書相談（レファレンス（*2））機能の充実・強化を行います。 【市】
- イ 子どもや保護者からの読書相談への対応を充実させるために職員研修の実施や、読み聞かせボランティアへの相互協力を行います。 【市・ボ】
- ウ 児童図書部門の機能強化に努めます。 【市・ボ】
- ・児童サービスに関する情報の収集及び県立図書館・他市町村立図書館との連携を行います。
 - ・読書の楽しさや必要性の理解を得るための講座・教室を実施します。
 - ・読み聞かせボランティアグループ間のネットワークの活用促進を行います。

(*2) レファレンス…利用者の求めに応じて図書館職員が資料の検索・調査や提供などのサービスを行うこと。

3 学校、幼稚園、保育園および認定こども園における読書活動の推進

【1】 小学校、中学校における読書活動の推進

(1) 現状及び課題

乳幼児期や学童期（小学生）における様々なジャンルの本との出会いは、読書に対する興味・関心を広げ、青年前期（中学生）、青年中期（高等学校）における読書は、自我の確立や進路選択などに大きな影響を与えるものと考えられます。

また、学校等における読書活動は、子どもが読書習慣を身に付ける上で大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。

このため、学校等においては、子どもの発達段階に応じた読書指導を推進するとともに、計画的・継続的な読書活動の機会の設定が必要です。なお「本でつながる学校と図書館連携事業」で図書館職員が学校現場に入ることにより、学校図書館の環境は改善しつつあります。

◇ 学校での読書についてのアンケート結果によると、「今までの学校の時間（読書の時間）をきっかけとして、本を読む時間や回数は増えましたか。」の質問に対し、どの学校段階においても、「増えた」、「やや増えた」との回答割合が50%以上でした。

(※資料P9掲載)

(2) 活動の方向性

- ア 市立図書館と学校及び学校図書館の連携が求められます。南島原市では「本でつながる学校と図書館連携事業」により連携継続を図ります。
- イ 市立図書館と学校での児童生徒の読書活動への取組の充実を図るため、子どもの発達段階に応じた読書指導をするとともに、計画的・継続的な読書活動を推進します。

(3) 具体的な取組

- ア 学校図書館担当・学校図書館ボランティアの資質の向上を図ります。 【市・学・ポ】
 - ・関係教職員、団体、個人への研修を実施します。
- イ 学校図書館の施設と資料の充実を図ります。 【市・学】
 - ・豊富で多様な図書資料の整備を行います。
 - ・児童生徒が進んで読書を楽しむために、自然に足を運びたくなるような明るく落ち着いた学校図書館環境の整備を行います。
- ウ 児童生徒の読書習慣の定着に向けた指導に努めます。 【学】
 - ・一斉読書や読み聞かせ等の読書活動の充実を図ります。
 - ・読書指導の年間指導計画の作成及び各教科、総合的な学習の時間等での計画的な取組の推進を行います。
 - ・児童生徒の自治的な活動（図書委員会や児童会・生徒会活動等）の活性化を行います。
- エ 研修等を通じて教職員との情報共有及び読書活動の推進向上を図ります。 【学・市】
 - ・学校図書館活用に関する指導計画へのアドバイス、学習材料や指導技術等に関する情報交換、研究協議については、随時実施しているためこれまでの取組を継続、発達させていきます。
 - ・全職員を対象とした学校図書館活用にかかる研修を実施します。
- オ 地域及び関係機関、読書活動ボランティアとの連携に努めます。 【学・市・ポ】
 - ・学校、市立図書館、読書活動ボランティアネットワークの連携構築を行います。
 - ・読書活動ボランティアを募り、読み聞かせや諸事務の支援等において、地域人材活用を推進します。
 - ・家庭や地域から寄贈された本のリサイクル運動を推進し図書資料の充実を図ります。

【2】 幼稚園、保育園および認定こども園における読書活動の推進

(1) 現状及び課題

- ア 保育園等においては市立図書館の図書を利用しています。読書の楽しさと出会うためには、幼いころから本と触れ合う習慣作りが大切であることを踏まえ、より多くの施設の利用が求められます。
- イ 保育園等で所蔵している図書の状況は所蔵数に差があります。

◇ 保育園等の読書環境に関するアンケート結果によると、園内の図書の蔵書数は平均778冊であり、多いところで約2,000冊少ないところで約100冊と各園によって大幅な差があります。(※資料P38掲載)

(2) 施策の方向性

- ア 保育園等において、幼児が絵本等に親しむ活動を積極的に行うよう、図書館の利用を促進し読書活動のへの理解を深めます。
- イ 市立図書館での貸出を充実させる一方、各園が必要とされる絵本を常備できるように努めます。

(3) 具体的な取組

- ア 絵本や物語の楽しさと出会う多様な機会の提供に努めます。 【こ・園・ポ】
- ・引き続き保育園等職員による保護者への積極的な読書指導を行います。
 - ・各園での読書活動ボランティアの協力による読み聞かせ等の読書活動を実施します。
 - ・読書活動推進のため市立図書館、保育園等での研修会を実施します。
- イ 児童書の整備に努めます。 【こ・園・市】
- ・発達段階に応じた図書の収集を行います。

第2章 読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実

1 市立図書館の整備・充実

(1) 現状及び課題

ア 南島原市には深江町から加津佐町にかけて6館2室の図書館、室があり、平成19年度に6館のシステム統合を行い、平成25年度には2つの公民館図書室を開室しています。年間延べ利用者数は、令和2年度(2020年度)は61,877人で、令和元年度(2019年度)の79,390人に比べ、17,513人の減少となっています。年々出生数が減少しているため、子どもの人数が減っていることも要因となっているものと考えられます。

<南島原市立図書館の利用者数>

「令和3年度南島原市図書館要覧の統計」(令和3年3月末)より(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
原 城	12,892	12,756	12,483	9,744
深 江	12,368	11,564	10,872	7,818
有 家	14,393	14,183	13,345	10,653
西有家	14,001	13,297	12,961	9,229
口之津	16,223	15,949	13,976	12,053
加津佐	8,337	5,792	7,815	5,739
布 津	5,157	4,738	4,230	3,314
北有馬	3,434	3,699	3,708	3,327
計	86,805	81,978	79,390	61,877

※上記利用者数には、成人の利用者を含みます。

(0歳~18歳の人口は、平成31年4月1日現在、6,658人。令和2年4月1日現在6,373人。

※南島原市住民基本台帳より)

人口一人当たりの年間貸出し冊数は、長崎県内における市立図書館の平均よりも多い7.16冊で、市民からより良い利用環境の整備に対する、要望も多いことから資料整備に一層の努力が求められます。

イ 子どもが読書を楽しむ機会を提供する核となる施設として、図書資料、発達段階に応じた図書資料の収集など子どもにとって利用しやすく、魅力ある図書館づくりを積極的に推進する必要があります。

ウ 団体貸出を行う市内図書館では、学校や保育園等が必要とする資料を整備する必要があります。

エ 市民からより良い利用環境の整備に対する、要望も多いことから資料整備に対応すべく職員の一層の努力が求められます。

◇ アンケート結果によると、「あなたは市の図書館をどのくらい利用していますか。」の質問に対し、ほとんど利用しないと回答した割合が一番高くまた学校段階が進むにつれて利用回数も減少しています。(※資料 P13 掲載) 未就学児の保護者対象のアンケート結果についても、「市の図書館をどのくらい利用しますか。」の質問に対し、ほとんど利用しないが36%との回答でした。(※資料 P26 掲載)

(2) 施策の方向性

- ア 市立図書館の機能の充実を図ることにより、誰もが利用しやすい図書館を目指します。
- イ 子どもの発達段階に応じた選書を心がけ、図書や資料の充実を図ります。
- ウ 学校、保育園等との連携を図り、団体貸出し及び授業支援に応えられる蔵書体制を確保します。
- エ 職員を育成するため積極的に研修会へ参加します。

(3) 具体的な取組

- ア 障がいのある人が、利用しやすい物理的環境の整備を行い、合理的配慮の提供を行います。 【市】
- イ ・乳幼児コーナーの充実を図ります。
 - ・児童図書における基本図書の充実を図ります。
 - ・調べ学習等に対応できる図書資料や郷土資料の充実を図ります。
 - ・読書離れが進む中高生を対象としたヤングアダルトコーナー等の充実を図ります。
 - ・障がいのある子どもに適した図書資料等の充実を図ります。 【市】
- ウ 「本でつながる学校と図書館連携事業」「市政出前講座」「ブックスタート」への取組を引き続き行います。 【市】
- エ 職員の研修を行い、図書館職員としてのスキルアップを図ります。 【市】

2 学校図書館の整備・充実

(1) 現状及び課題

学校図書館の中には、長期にわたり専任の職員がいなかったため、蔵書整備が十分に行われず児童生徒にとって利用しにくい状態の図書館もありました。しかし平成 24 年度から「本でつながる学校図書館連携事業」を実施してきたことで、改善が進んでいます。小・中学校では、図書館を活用した授業の実施が著しく増えています。

◇ アンケート結果によると、「あなたは本を読むとき、その本をどのようにして手に入れることが多いですか。」の質問に対し、「家にあるので」「買う（買ってもらう）」の割合が増加傾向にあり「学校・図書館で借りる」の回答割合が減少しています。年代が上がるにつれて借りるより買う割合が増加しています。（※資料 P12 掲載）

(2) 施策の方向性

- ア 市立図書館職員を週 1 回市内の学校へ派遣し、学校図書館担当の業務改善を支援する体制を構築します。
- イ 学校図書館が児童生徒の学びを支援する機能を十分発揮できるよう、施設・設備及び図書の整備・充実に努めます。

(3) 具体的な取組

- ア 学校図書館充実のための人的措置の一層の推進を図り、児童生徒が学校図書館を利用しやすい環境作りに努めます。 【市】

- イ 学校図書館の施設・設備、図書の整備・充実と活用に努めます。 【学・市】
- ・児童生徒の多様な学びを支援するために教育課程にそって、児童生徒の実態に即した図書の整備・充実を図ります。
 - ・ゆったりと読書ができるスペースと1学級が利用できる学習スペースが確保できる学校図書館づくりに努めます。
 - ・市立図書館職員、学校図書館担当の支援のもと、児童生徒の委員会活動を中心とした学校図書館の環境整備・充実を図ります。
 - ・市立図書館を活用した読書と学習を推進します。
 - ・市立図書館の団体貸出用図書の充実及び積極的な利用に努めます。

3 幼稚園、保育園および認定こども園における環境の整備・充実

(1) 現状及び課題

現在、市立図書館では、保育園等に団体貸出を行っています。幼児期から読書習慣を身につけさせるためには図書の充実のほか、幼児にあった書棚や展示台の設置などが求められます。

◇ 保育園等における読書環境に関するアンケート結果によると、「団体貸出を利用していますか。」の質問に対し、利用していると回答の割合が87%でした。
また蔵書数、新規図書購入数についても各園によって大幅な差がある結果でした。
(※資料 P38 掲載)

(2) 施策の方向性

市立図書館の団体貸出の利用促進を図り、各園において図書スペースの確保に努めます。

(3) 具体的な取組

幼児が絵本や物語と日常的にかかわることのできる環境づくりに努めます。

【こ・園・市】

- ・市立図書館との連携による発達段階に応じた図書の充実を図ります。
- ・絵本コーナーや展示の工夫による、日常的に図書に関わるスペースの確保に努めます。
- ・読み聞かせボランティアによるおはなし会などを実施します。
- ・必要に応じて除籍本を各園に提供し、図書の充実を図ります。

第3章 子どもの読書活動を支える人材の育成及び社会的機運の醸成

1 子どもの読書を支える人材の育成

(1) 現状及び課題

子どもの読書活動は、主に司書等の図書館職員、学校や保育園等の教職員及び読書活動ボランティアに支えられています。子どもたちが本への関心を深め、読書に親しむようになるために、子どもの読書活動に携わる関係者の、児童書に関する専門知識と読み聞かせ等に必要な技術の向上を図る必要があります。

また、身近な保護者や地域の方を読書活動ボランティアとして育成していくことが肝要です。そのため、新たに活動を始めようとする人たちの相談に応じるなど、必要な情報を提供することが求められます。司書等の図書館職員は「子どもを知り」「子どもの本を知り」「子どもと本を結びつける」ことが求められます。

◇ アンケート結果によると、「地域の図書館、公民館などで行われた本の読み聞かせ会に参加したことがありますか。」の質問に対し、よくあった、たまにあったと回答した割合が高校生、中学生、小学生の順に減少傾向にあります。(※資料P14 掲載)

また未就学児保護者を対象に行った「図書館が実施するおはなし会や絵本の読み聞かせ会に参加したことがありますか。」の質問に対し、あると回答した割合が40%の結果でした。(※資料P27 掲載)

(2) 施策の方向性

- ・読み聞かせやブックトーク等を実施する司書、保育士、読書活動ボランティア等、子どもの読書活動の担い手の能力向上を図り、人材の確保、長期的な育成に努めます。
- ・「南島原市子ども読書活動推進計画」の全市的な普及に努めます。

(3) 具体的な取組

- ・「本でつながる学校と図書館連携事業」をより充実して進めます。【市】
- ・子どもの読書に携わる人たちのための研修会を実施します。【市】
- ・読書サポーター養成講座への参加を促進します。【市】

2 子どもの読書に関わる各種団体の情報共有

(1) 現状及び課題

南島原市には南島原市図書館友の会連絡協議会が平成23年に設立され、所属図書館のイベントへの参加、個々での活動を行われています。長崎県立図書館等が主催している行事、研修会の開催情報や作成資料等が学校現場を始めとする子どもの読書活動推進の担い手に十分届いていません。また市内の各施設・団体の行事等も周知されていないことが見受けられます。

◇ 電子書籍に関するアンケート結果について、「あなたは電子書籍を読んだことがありますか。」の質問に対し、小学生24%、中学生34%、高校生43%の結果でした。

(※資料P15 掲載)

また、「ご家庭でお子さんにデジタル絵本を使った読み聞かせをしたことがありますか。」の質問に対し、27%の方がしたことがあるとの回答であり、電子書籍の利用が見受けられます。(※資料P29 掲載)

(2) 施策の方向性

南島原市図書館友の会連絡協議会および関係施設・団体との連絡網を作り、今まで以上に情報の提供及び共有を行います。

(3) 具体的な取組

図書館だよりやSNS等を活用し各団体との情報の収集・提供の強化を図ります。

【市・ボ・学・園・こ】

3 すぐれた取組の奨励と優良図書の普及

(1) 現状及び課題

ア 現在、読み聞かせや、小さな図書館の設置（*3）など、市民による読書を推進する活動が行われています。小さな図書館については市内で2か所設置の確認はできていますが、市では十分に実態把握ができていません。

イ 読書活動を推進する上で優れた図書を子どもたちに提供することが重要です。一方で、国内で出版される図書の発行点数（令和元年 71,903 冊、内児童書 4,583 冊。『出版指標年報』）は年々増加し、選書が難しくなっています。

（*3） **小さな図書館・・・地域の子もたちに小さな箱に収められた本を無料で貸し出すというアメリカで始まった非営利の運動。**

(2) 施策の方向性

ア 優れた取組をしている個人・団体の実態把握を行います。

イ 子どもの成長を促す優良図書の選定を行います。

(3) 具体的な取組

ア 学校等における読書活動の実態を把握し、優れた読書活動については、実施者や活動状況を広報、ホームページ、パネル展示などで紹介します。 【市】

イ 県立図書館などが発行する優良図書のリストの収集・配布を行い選定に反映させます。 【市】

V おわりに

本計画では、子どもの成長過程で重要な効果をもたらす読書活動の必要性和、そのためには社会全体が読書活動の普及、啓発、実践を推し進めて行くための第一期の計画として、当面の取組の方向性を示しました。今後、更に実態把握を行い、より具体的な目標や達成時期等についての検討や定期的な評価を行っていきます。

また SDG s（*4）17 のゴールに「4 質の高い教育をみんなに」「16 平和と公正をすべての人に」があります。これらの目標を達成するためにも、本計画に基づく取組を着実に進めていくことが SDG s の実現にも繋がっていきます。

本計画による取組を進めていくには、関係部局、団体、当事者等多くの関係者との連携や理解が必要であり丁寧な周知を行うとともに、引き続き課題の解決に向け、円滑に行われる持続可能な体制の構築を図ることが重要となります。

本計画に基づく施策の推進により、すべての子どもたちが、本とふれあい、人生をより深く生きる力を身につけていくための、真の共生社会の実現に寄与していくことを期待します。

- （*4） SDG s ……2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標」のことです。先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成されます。それらは、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標とされています。



南島原市子ども読書活動推進計画
令和4年 月

発 行 長崎県南島原市
企画・編集 南島原市教育委員会

〒859-2412
長崎県南島原市南有馬町乙1023番地
電話 0957-73-6703
FAX 0957-85-2767

議案第3号

南島原市立小・中学校教職員人事異動の内申について

提案理由

南島原市立小・中学校教職員の人事異動について、別紙のとおり内申を行いたいので、教育委員会の決定を求める。

令和4年2月25日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

報告第1号

南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

提案理由

南島原市奨学資金貸付基金の活用を図るため、所要の改正を行うので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告する。

令和4年2月25日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

南島原市奨学資金貸付基金条例（平成18年南島原市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第8条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条各号中「第5条第3号」を「第6条第3号」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（処分）

第5条 基金は、奨学資金の償還補助に要する資金に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>(処分)</u></p> <p><u>第5条</u> 基金は、奨学資金の償還補助に要する資金に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、その一部を処分することができる。</p> <p>(貸付対象)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(貸付けを受ける者の条件)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(貸付月額)</p> <p><u>第8条</u> 奨学資金の貸付月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 高等学校及び<u>第6条第3号</u>に規定する教育施設で、これに相当するもの(以下「高等学校等」という。) 3万円以内</p> <p>(2) 大学、高等専門学校、専修学校及び<u>第6条第3号</u>に規定する教育施設で、これらに相当するもの(以下「大学等」という。) 5万円以内</p> <p>(貸付期間)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(貸付条件)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(審議会)</p>	<p>(貸付対象)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(貸付けを受ける者の条件)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(貸付月額)</p> <p><u>第7条</u> 奨学資金の貸付月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 高等学校及び<u>第5条第3号</u>に規定する教育施設で、これに相当するもの(以下「高等学校等」という。) 3万円以内</p> <p>(2) 大学、高等専門学校、専修学校及び<u>第5条第3号</u>に規定する教育施設で、これらに相当するもの(以下「大学等」という。) 5万円以内</p> <p>(貸付期間)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(貸付条件)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(審議会)</p>

第11条 (略)	第10条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(貸付けの決定)	(貸付けの決定)
第12条 (略)	第11条 (略)
(貸付けの休止)	(貸付けの休止)
第13条 (略)	第12条 (略)
(貸付けの廃止)	(貸付けの廃止)
第14条 (略)	第13条 (略)
(償還)	(償還)
第15条 (略)	第14条 (略)
2 (略)	2 (略)
(償還の猶予)	(償還の猶予)
第16条 (略)	第15条 (略)
(償還の免除)	(償還の免除)
第17条 (略)	第16条 (略)
(委任)	(委任)
第18条 (略)	第17条 (略)
2 (略)	2 (略)

改正

平成20年6月30日条例第23号

平成23年3月22日条例第6号

平成30年8月10日条例第23号

令和2年7月13日条例第49号

南島原市奨学資金貸付基金条例

(設置)

第1条 奨学資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効果的に行うため、奨学資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又はこの基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、奨学資金の償還補助に要する資金に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、その一部を処分することができる。

(貸付対象)

第6条 奨学資金は、南島原市に住所を有する者の子弟で、次に掲げる学校に在学するものに対して貸し付けるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する次の学校

ア 高等学校

イ 大学（法第97条に規定する大学院及び法第108条に規定する短期大学を含む。）

ウ 高等専門学校

(2) 法第124条に規定する専修学校（専門課程であって修業年数2年以上の学校に限る。）

(3) 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）その他の法令で定める教育施設で、規則で定めるもの

(貸付けを受ける者の条件)

第7条 奨学資金の貸付けを受ける者は、経済的理由により修学困難な者のうち、健康かつ人物、学業とも奨学生としてふさわしい者とする。

(貸付月額)

第8条 奨学資金の貸付月額は、次のとおりとする。

(1) 高等学校及び第6条第3号に規定する教育施設で、これに相当するもの（以下「高等学校等」という。） 3万円以内

(2) 大学、高等専門学校、専修学校及び第6条第3号に規定する教育施設で、これらに相

当するもの（以下「大学等」という。） 5万円以内
（貸付期間）

第9条 奨学資金の貸付期間は、在学する学校の正規の修業期間とする。

（貸付条件）

第10条 奨学資金の貸付条件は、無利子とする。

（審議会）

第11条 奨学資金の貸付事務を円滑適正に行うため、諮問機関として、南島原市奨学資金貸付審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の事項を審議する。

- （1）借入申込みの審査に関する事。
- （2）貸付の休止、廃止の審査に関する事。
- （3）貸付金の償還の確保に関する事。
- （4）その他市長が必要と認め付議する事項

3 審議会は、委員10人以内で組織し、知識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

4 審議会委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（貸付けの決定）

第12条 奨学資金の貸付けは、審議会に諮り市長が決定する。

（貸付けの休止）

第13条 奨学生が疾病その他の事由によって休学したときは、その期間奨学資金の貸付けを休止する。

（貸付けの廃止）

第14条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸付けを廃止する。

- （1）傷病、疾病等で成業の見込みがないもの
- （2）学業又は操行不良で成業の見込みがないもの
- （3）学資の貸与を必要としない事由が生じたとき。

（償還）

第15条 貸付けを受けた学資は、当該学校卒業後（高等学校等から大学等に引き続き貸付けの対象となった者にあつては、大学等の卒業後）から6月間据え置き、その後貸付けを受けた期間の3倍に相当する期間内に月賦、半年賦又は年賦をもって償還するものとする。ただし、都合により繰上償還することができる。

2 奨学生が退学し、又は前条によって貸付けを廃止された場合は、その事由の生じた月から3年以内に貸付けを受けた金額を月賦、半年賦又は年賦をもって償還しなければならない。ただし、事情によって別途の償還方法を指示して償還させることができる。

（償還の猶予）

第16条 前条の規定にかかわらず、奨学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その期間中償還を猶予することができる。

- （1）奨学資金を受けた学校からさらに上級の学校（予備校を含む。）に進学した場合におけるその在学期間
- （2）疾病その他やむを得ない事由により償還が困難と認められる場合、その事由が継続する期間

（償還の免除）

第17条 奨学生又は奨学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨

学資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 著しい心身の障害が生じたとき。
- (3) その他やむを得ない事由により償還が困難と認められたとき。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 この条例に定めるもののほか、奨学資金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の深江町奨学資金貸付基金条例（昭和39年深江町条例第14号）、布津町奨学資金貸付基金条例（昭和41年布津町条例第7号）、有家町奨学資金貸付基金条例（昭和46年有家町条例第10号）、西有家町奨学資金貸付基金条例（昭和55年西有家町条例第20号）、北有馬町奨学資金貸付基金条例（昭和44年北有馬町条例第45号）、南有馬町奨学資金貸付基金条例（昭和39年南有馬町条例第18号）、口之津町育英資金貸付基金条例（昭和39年口之津町条例第7号）又は加津佐町奨学資金貸付基金条例（昭和39年加津佐町条例第7号）（以下これらを「合併前の条例」という。）に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、施行日において、この条例に基づく基金に属するものとする。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により貸付けを決定された基金については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成20年6月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月22日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月10日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める者について適用する。

(1) 改正後の第5条第1号及び第2号 平成30年度以降に貸付けを受ける者

(2) 改正後の第12条第1項 平成30年度以降に償還を開始する者

附 則（令和2年7月13日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第5条及び第7条の規定は、令和2年度以後に貸付けを受ける者について適用する。